全Ｌ協保安・業務Ｇ６第５０号

令和６年５月２９日

正会員各位

（一社）全国ＬＰガス協会

「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針(案)」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈の基準について(案）」に対する意見募集について　 　　　　 　　　　 　　　　　　　　 　　　　　（お知らせ）

標記につきまして、e-ＧｏｖのＷｅｂサイトに掲載されましたので、お知らせいたします。

つきましては、本改正にご意見がある場合は、同Ｗｅｂサイトの意見提出フォームによりご提出(令和６年６月２３日締切)をいただくとともに、当協会にもその内容をご送信くださいますようお願いいたします。

なお、詳細については下記ＵＲＬよりご確認くださいますようお願いいたします。

記

**「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針(案)」に対する意見公募**



○掲載アドレス

　　<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620124020&Mode=0>

○主な概要

いわゆる無償貸与、貸付配管といった商慣行を背景に、ＬＰガスの消費者が不利益を被っている現状を是正すべく、総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 資源開発・燃料供給小委員会の下部組織である液化石油ガス流通ワーキンググループにおいて商慣行是正に向けた対応方針について議論を行い、令和６年４月２日に改正省令が公布されました。

資源エネルギー庁では、これを踏まえ、液化石油ガス法令の遵守に加えて、液化石油ガス販売事業者が取り組むべき事項をまとめた液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針(平成２９年制定)の改正を予定しています。

**「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈の基準について(案)」に対する意見公募**



○掲載アドレス

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620124021&Mode=0>

○主な概要

いわゆる無償貸与、貸付配管といった商慣行を背景に、ＬＰガスの消費者が不利益を被っている現状を是正すべく、総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 資源開発・燃料供給小委員会の下部組織である液化石油ガス流通ワーキンググループにおいて商慣行是正に向けた対応方針について議論を行い、令和６年４月２日に改正省令が公布されました。

資源エネルギー庁では、これを踏まえ、液化石油ガス法施行規則の解釈の基準や用語の定義を示した液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成９年通商産業省令第１１号)の運用及び解釈の基準について(平成９年制定)の改正を予定しています。

以　上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ　瀬谷、森、岩田